

時間外労働に関する協定届  
休日労働

労働保険番号	25 都道府県	1 所掌	04 管轄	012808 基幹番号	000 扶養号		被一括事業場番号
法人番号	4130001033271						

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
派遣業		株式会社ワールドプラン 近江八幡ジョブセンター		(〒523-0891) 滋賀県近江八幡市旗町1526番地YP2ビル2F 電話 0748 (33) 5506				[事業場外] 令和7年3月11日 ~ 令和8年3月10日 年月日 ~ 年月日			
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由		業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上) 11人	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
	法定労働時間を 超える時間数					法定労働時間を 超える時間数		法定労働時間を 超える時間数		法定労働時間を 超える時間数	
	法定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数 (任意)				
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
②下記に 該当しない労 働者	受注の集中・労務管理・従業員送迎		業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上) 2人	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
	法定労働時間を 超える時間数 (任意)					法定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数 (任意)	
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
③1年単位 の変形労働時 間制により労 働する労働者	受注の集中・労務管理・従業員送迎		業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上) 人	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
	法定労働時間を 超える時間数 (任意)					法定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数 (任意)	
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分				
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由		業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上) 11人	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
	1か月					0時~24時 0分~0分					
	土・日・祝(企業カレンダー)		4回								
	土・日・祝(企業カレンダー)		1か月		8時~24時 0分~0分		4回				
	土・日・祝(企業カレンダー)		1か月		8時~24時 0分~0分		4回				
	土・日・祝(企業カレンダー)		1か月		8時~24時 0分~0分		4回				

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  
受付

令和7年3月3日

(チェックボックスに複数選択可)

時間外労働に関する協定届(特別条項)  
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)				
				延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率 (任意)			
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合											
受注の集中、突発的なトラブルや送迎対応	営業・送迎	11人	8時間 0分	時間	6回	95時間 0分	時間	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間	25%
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務	2人	8時間 0分	時間	6回	95時間 0分	時間	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間	25%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	通告	労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) <input checked="" type="checkbox"/> ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 <input type="checkbox"/> ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 <input type="checkbox"/> ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 <input type="checkbox"/> ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 <input type="checkbox"/> ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 <input type="checkbox"/> ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 <input type="checkbox"/> ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 <input type="checkbox"/> ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 <input type="checkbox"/> ⑩ その他							(具体的な内容)         対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											

協定の成立年月日 令和 7年 2月 10日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称

職名 事務  
又は労働者の過半数を代表する者の  
氏名 廣瀬 里月

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (  投票 )

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。   
○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 7年 2月 10日

使用者 職名 代表取締役  
氏名 松岡 敏太

東近江労働基準監督署長殿

受付  
令和 7年 3月 3日  
東近江労働基準監督署

時間外労働に関する協定届  
休日労働

労働保険番号	25104012808000
[都道府県]	管轄
基幹番号	枝番号

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
一般労働者派遣		株式会社ワールドプラン 近江八幡ジョブセンター		(〒523-0891) 滋賀県 近江八幡市 鷹飼町 1526番地 YP2ビル 2F (電話番号: 0748-33-5506)				2025年3月11日から1年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	受注の集中・労務管理・社員送迎 給与計算・決算処理・請求書作成	業務の種類 営業・送迎 事務	労働者数 (満18歳以上) 11名 2名	所定労働時間 (1日) (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数	
										1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)
										起算日 (年月日)	2025年3月11日
										法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
										法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
										法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
										法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
										法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
										法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
										法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
休日労働	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的な事由 受注の集中・労務管理・社員送迎 給与計算・決算処理・請求書作成	業務の種類 営業・送迎 事務	労働者数 (満18歳以上) 11名 2名	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻				
								8時間	45時間	360時間	
								8時間	45時間	360時間	
								8時間	45時間	360時間	
								8時間	45時間	360時間	
								8時間	45時間	360時間	
								8時間	45時間	360時間	
								8時間	45時間	360時間	
								8時間	45時間	360時間	
								8時間	45時間	360時間	
付	付	付	付	付	付	付	付	付	付		
上記の時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

近江労働基準監督署  
2025年3月3日

時間外労働  
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	
				延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	起算日 (年月日)
受注の集中、突発的なトラブルや送迎対応	営業・送迎	11名	8時間		6回	95時間	25% (60時間超50%)	720時間
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務	2名	8時間		6回	95時間	25% (60時間超50%)	720時間
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表への事前申入れによる。							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①・⑨	(具体的な内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保健指導を実施。						
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)								

協定の成立年月日 2025年2月10日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 事務  
氏名 廣瀬 里月

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（信任投票による選出）

記載の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  
 (チェックボックスに要チェック)

記載労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  
 (チェックボックスに要チェック)

2025年2月10日

使用者 職名 代表取締役  
氏名 松岡 敬太



労働基準監督署長殿

東近江労働基準監督署  
2025年2月10日

3

時間外労働に関する協定届  
休日労働

労働保険番号	25 都道府県	1 所掌	04 管轄	012808 基幹番号	000 扶養号		被一括事業場番号
法人番号	4130001033271						

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
派遣業		株式会社ワールドプラン スタッフ事業部 近江八幡ジョブセンター		(〒523-0891) 滋賀県近江八幡市旗町1526番地YP2ビル2F 電話 0748 (33) 5506				[事業場外] 令和7年3月11日 ~ 令和8年3月10日 年月日 ~ 年月日			
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由		業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上 の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
	その他(事由不明を含む。)					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
	① 下記に 該当しない労 働者	派遣先企業様における納期厳守・その他突発業務		130人	[ 時間 分 ]	8 時間 分	時間 分	45時間 分	時間 分	360時間 分	時間 分
				人	[ 時間 分 ]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[ 時間 分 ]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[ 時間 分 ]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[ 時間 分 ]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
	② 1年単位 の変形労働時 間制により労 働する労働者			人	[ 時間 分 ]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[ 時間 分 ]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[ 時間 分 ]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
		人	[ 時間 分 ]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
		人	[ 時間 分 ]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由		業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上 の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻		
					1か月	0時 0分	24時 0分				
	休日労働	その他(事由不明を含む。)		130人			4回				
		派遣先企業様における納期厳守・その他突発業務		人							
		人									

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  
受付

令和7年3月3日

(チェックボックスに複数選択可)

時間外労働に関する協定届(特別条項)  
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)				
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 法定労働時間を超定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率 (任意)					
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	物の製造・運搬・倉庫作業、清掃等の臨時作業・事務	130人	8時間 0分	時間 分	6回	95時間 0分	時間 分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25%		
													%
													%
													%
													%
													%
													%
													%
													%
													%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	通告	労働者代表への通知											
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	<p>(該当する番号)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ その他</p>								(具体的な内容)				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>													

協定の成立年月日 令和 7年 2月 10日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称

職名 事務  
又は労働者の過半数を代表する者の氏名 廣瀬 里月

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (  投票 )

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  
○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 7年 2月 10日

使用者 職名 代表取締役  
氏名 松岡 敏太

東近江労働基準監督署長殿

受付  
令和 7年 3月 3日  
東近江労働基準監督署

時間外労働 に関する協定届  
休日労働

労働保険番号	25104012808000
都道府県	所轄
管轄	基幹番号
枝番号	被一括事業場番号

様式第9号の2（第16条第1項関係）

法人番号

4130001033271

事業の種類

事業の名称

事業の所在地（電話番号）

協定の有効期間

労働者派遣

株式会社ワールドプラン スタッフ事業部 近江八幡ジョブセンター

(〒523-0891)

滋賀県 近江八幡市 鷹飼町 1526番地 YP2ビル 2F  
(電話番号: 0748-33-5506)

2025年3月11日から1年間

時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			
					法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
① 下記②に該当しない労働者	派遣先企業における納期遵守。その他突発業務の対応	物の製造・運搬・倉庫作業清掃等の軽作業、事務	130人	8時間		45時間		360時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
合計	派遣先企業における納期遵守。その他突発業務の対応。	物の製造・運搬・倉庫作業清掃等の軽作業、事務	130人		1ヶ月に4回	0:00~24:00		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  
(チェックボックスに要チェック)

近江労働基準監督署

令和7年3月3日

時間外労働  
休日労働に関する協定届(特別条項)

様式第9号の2(第16条第1項関係)

業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	
		延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超えた労働時間と休日労働時間の合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 法定労働時間を超える時間数 (任意)
臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合								
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	物の製造、運搬、倉庫作業、清掃等の軽作業、事務	130人	8時間	6回	95時間	25% (60時間超50%)	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者への通知							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①・⑨	(具体的な内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保健指導を実施。						
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)								

協定の成立年月日 2025年 2月 10日

職名 事務  
氏名 廣瀬 里月

当事者のうち、労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

選出方法(労働者の過半数を代表する者の場合)( 信任投票による選出 )

2025年 2月 10日

使用者 職名 代表取締役  
氏名 松岡 敬太

2025年 3月 3日

労働基準監督署長殿



(チェックボックスに要チェック)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による選出により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

時間外労働  
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	25104012808000
法人番号	4130001033271

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類	事業の名称			事業の所在地(電話番号)					協定の有効期間
労働者派遣	株式会社ワールドプラン(ナルックス株式会社野洲工場内)			〒 523-0891 滋賀県 近江八幡市 鷹飼町 1526番地 YP2ビル 2F 電話番号: 0748-33-5506					2025年4月1日 から1年間
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
					1 日	1箇月(①は45時間まで、 ②は42時間まで)	1年(①は360時間まで、 ②は320時間まで)	起算日 (年月日)	2025年 4月1日
① 下記②に該当しない労働者					法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間 を超える時間数	法定労働時間 を超える時間数 (任意)	法定労働時間 を超える時間数
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	所定労働時間において、業務が終了しない場合	プラスチック成型加工業務	1	8.5時間	8時間		4.2時間		3.20時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)			労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	生産増による臨時の業務対応	プラスチック成型加工業務	1	工場カレンダー通り			1か月に4回	8:00~17:00、 19:00~04:30	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。									
<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)									



時間外労働  
休日労働 に関する協定届(特別条項)

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 100時間未満に限る。)				起算日 (年月日)	1年(時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)	
				延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間ができる回数(6回以内に限る。)		法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
突発的な受注増加や機械トラブルへの対応	プラスチック成型加工業務	I	8時間	6回	95時間		25%(60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者による事前申し込み									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)  ①・⑨	(具体的な内容)  対象労働者に対して産業医による面接指導、保健指導を実施。								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。	<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)									

協定の成立年月日 2025年3月25日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名  
氏名 廣瀬里月

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

( 信任投票による選出 )

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法によつて使用者の意向に基づき選出されたものでないことを。

(チェックボックスに要チェック)

2025年3月25日

使用者 職名 代表取締役  
氏名 松岡 敬太

東近江 労働基準監督署長殿



## 労働基準法第36条に基づく

## 時間外労働および休日労働に関する協定書

株式会社（以下、甲という）と甲の労働者の代表（以下、乙という）は労働基準法第36条の規定に基づき、時間外労働および休日労働に関し、次の通り協定する。

### 第1条（時間制限ならびに事由）

- 1、この協定の有効期間中における労働基準法第32条の労働時間を超える時間外労働の最高限度を1日8時間、1ヶ月42時間、1年320時間とする。
- 2、具体的な事由は別表のとおりとする。

### 第2条（特別の事情）

- 1、前条の時間制限を超える特別の事情が生じ、甲が乙にその旨通知し、乙がその事由を認めた場合、前条の規定にかかわらず、1ヶ月の最高限度を95時間まで、年720時間とし、回数は6回までとする。なお、1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、1ヶ月60時間を超えた場合の割増賃金率は50%とする。1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。
- 2、特別の事情とは、一時的な受注の集中、突発的なトラブルへの対応をいう。

### 第3条（休日労働の制限）

甲が労働基準法第35条の休日に労働を命じることができる回数並びに始業及び終業の時間は次の通りとする。  
1ヶ月につき4回、0～24時の間で会社が指定した時刻

### 第4条（特別措置）

第1条、第2条、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる対象労働者に該当する労働者から申し出があった場合は、次に定める時間外労働の制限を行う。

- 1、対象労働者
  - (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者
  - (2) 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者を介護する労働者
    - ①配偶者（内縁関係含む）、父母もしくは子または配偶者の父母
    - ②当該労働者が同居し、かつ扶養している二親等以内の親族
- 2、時間外労働の限度  
1ヶ月24時間かつ1年150時間以内とする。

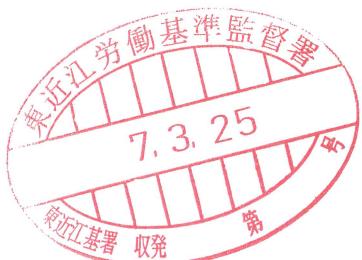
### 第5条（適用および管理）

この協定の適用および管理等に関しては、甲と乙で別に定めるところにより行うほか、この協定に定めなき事項は、労働基準法の定めによるものとする。

### 第6条（有効期限）

この協定の有効期限は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。

令和7年3月25日



甲：株式会社ワールドプラン  
代表取締役



乙：労働者代表 廣瀬 里月



## 様式第4号(第12条の4第6項関係)

## 1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
一般労働者派遣事業	株式会社ワールドプラン(ナルックス株式会社 野洲工場内)	滋賀県 近江八幡市 鷹飼町 1526番地 YP2ビル 2F (電話番号: 0748-33-5506)		130人
該当労働者数(満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間(起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
1人(人)	1年(2025年4月1日)特定期間無し	(別紙)2交代制勤務者の年間カレンダー	37時間 36分	2025年4月1日から1年間
労働時間が最も長い日の労働時間数(満18歳未満の者)	8時間 30分(時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数(満18歳未満の者)	42時間 30分(時間 分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	0週	対象期間中の最も長い連続労働日数		4日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	0週	特定期間中の最も長い連続労働日数		0日間
旧協定の対象期間	2024年4月1日から1年間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数		8時間 30分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	42時間 30分	旧協定の対象期間中の総労働日数		230日

協定の成立年月日 2025年 3月 25日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 事務  
氏名 廣瀬 里月

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(  信任投票による選出 )

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

2025年 3月 25日

使用者 職名 代表取締役  
氏名 松岡 敬太

東近江 労働基準監督署長殿

## 記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

# 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

株式会社ワールドプラン（以下「会社」という）と従業員代表 廣瀬 里月（以下「従業員代表」という）は、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

## （勤務時間）

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

1日の所定労働時間、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業（日勤）： 08時 00分 終業： 17時 30分

休憩（日勤）： 12時 00分 ~ 13時 00分

始業（夜勤）： 19時 00分 終業： 04時 30分

休憩（夜勤）： 23時 00分 ~ 24時 00分

## （起算日）

第2条 変形期間の起算日は、令和7年4月1日とする。

## （休日）

第3条 変形期間における休日は、別紙「2交代制勤務者の年間カレンダー」のとおりとする。

## （時間外手当）

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

## （対象となる従業員の範囲）

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

（1）妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（2）育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

## （特定期間）

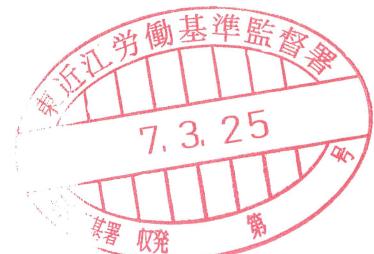
第6条 特定期間は定めないものとする。

## （有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、起算日から1年間とする。

令和7年3月25日

（使用 者） 株式会社ワールドプラン 代表取締役  
（従業員代表） 株式会社ワールドプラン 従業員代表



## 2交代制勤務者の年間カレンダー

令和7年度

令和7.3.6

期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	出 公	計	
4/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	A 20 10			
~	昼	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	B 20 10				
4/30	夜	C	A	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	C 20 10				
休	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B				
5/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 公	
~	昼	C	A																												A 17 13		
5/31	夜	B	△																												B 18 12		
休	A	△																													C 17 13		
6/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 公	
~	昼	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	A 20 10			
6/30	夜	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	A 20 10				
休	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A 20 10					
7/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 公	
~	昼	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	A 21 10			
7/31	夜	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	B	C 21 10
休	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A 20 11					
8/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 公	
~	昼	A	A	B	B	B	B	C	C																						A 16 14		
8/31	夜	C	C	C	C	C	A	A	A	△																				B 15 15			
休	B	B	A	A	C	C	B	△																						C 17 13			
9/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 公	
~	昼	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	A 20 10		
9/30	夜	B	B	B	C	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	C	B 20 10			
休	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	C 20 10			
10/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 公	
~	昼	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	A 20 11		
10/31	夜	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	B	C 21 10
休	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A 21 10			
11/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 公	
~	昼	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	A 20 10			
11/30	夜	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	B 20 10			
休	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A 20 10				
12/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 公	
~	昼	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A 19 11		
12/31	夜	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	B	C 18 12	
休	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A 18 12				
1/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 公	
~	昼	△	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A 19 12			
1/31	夜	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C 16 14
休	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A 18 13					
2/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			出 公		
~	昼	C	C	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	A 18 10		
2/28	夜	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C 20 8				
休	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B 18 10				
3/1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出 公	
~	昼	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	C 21 10			
3/31	夜	C	C	C	C	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	A	A	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	B 20 11				
休	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A	A	C	C	B	B	A 21 10						

★ △はフレックスモデル休暇

★ 対象期間中の1週間の平均労働時間

	年間労働日数	1日の時間	年間実働時間	週平均時間
A	231 日	8.5 時間	1963.5 時間	37.6 時間
B	231 日	8.5 時間	1963.5 時間	37.6 時間
C	230 日	8.5 時間	1955.0 時間	37.4 時間

★ 労働時間が最も長い日の労働時間 : 8.5時間

★ 労働時間が最も長い週の労働時間 : 5日\*8.5時間=42.5時間

3班平均 1960.7

A計	231	131
B計	231	131
C計	230	132

